

令和3年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和3年6月16日（水曜日）

議事日程第1号

令和3年6月16日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第6号 八峰町議会会議規則の一部を改正する議会規則制定について
- 第5 発議第7号 八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定について
- 第6 議案第49号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度八峰町一般会計補正予算（第1号）)
- 第7 議案第50号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第51号 令和3年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第52号 令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第53号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第54号 令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第55号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第56号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第57号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第58号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第59号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第60号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第61号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第62号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第63号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第64号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第65号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第66号 八峰町農業委員会委員の任命について

第24 議案第67号 八峰町農業委員会委員の任命について

第25 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

第26 陳情第3号 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

---

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町 長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人
税務会計課長 成田 拓也	企画財政課長 高杉 泰治
福祉保健課長 石上 義久	教育次長 山本 節雄
産業振興課長 山本 望	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 工藤 善美
生涯学習課長 今井 利宏	学校給食センター所長 田村 高夫
あきた白神体験センター所長 山内 章	防災まちづくり室長 内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長 菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長 若狭 正和

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子
--------------	------------------

---

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年6月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月11日及び6月8日に議会運営委員会を開催し、4月19日付けで議長から諮問のあった令和3年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から18日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、意見書の提出の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から18日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願

います。森田町長。

○議長（門脇直樹君） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、5月16日夜から17日夕方にかけての大雨について報告します。

16日午後から発達中の低気圧等の影響で断続的に激しい雨が降り、17日午前零時34分に「大雨警報」、午前4時32分に「大雨洪水警報」が発令され、秋田県から、水沢ダムの貯水量が増え、ダム上部から越水する可能性が高くなってきていると緊急連絡があり、午前6時に「災害対策連絡部」を設置し、警戒にあたりました。

午前6時34分に水沢川が増水し、午前9時頃に水沢ダムからの越水放流も行われることを受け、午前7時40分に「大久保岱コミュニティセンター」、「水沢コミュニティセンター」、「水沢上町町内会館」の3カ所に避難所を開設しました。

その後、災害が発生する危険が高まったことから、午前8時45分に手這坂地区2世帯5人、ウトウ坂下地区8世帯11人の合わせて10世帯16人に避難指示を発令し、住民を避難させました。

各避難所には、町の職員1名を配置し、新型コロナウイルス感染防止のため、手指消毒やマスクの着用などの協力を呼びかけました。

午後6時までに大久保岱コミセンに4人、水沢上町町内会館に4人が、水沢コミセン駐車場に車中で1人が避難されました。

その後、午後7時に水沢ダムからの放流がなくなり、水沢川の水位も下がったことから、午後7時をもって避難指示を解除、避難所を閉鎖し、災害対策連絡部を廃止しました。

今回の大雨は、降り始めからの24時間降水量が159mmと5月の観測史上最大を記録しました。

この大雨により、河川から海へ大量のごみや流木等が流れ、八峰町の海岸に漂着し、岩館漁港の内部にも大量のごみが入りました。すぐに撤去しないと漁に悪影響を及ぼすため、秋田県漁業協同組合岩館支所と山本地域振興局と協力しながら対応いたしました。

これから梅雨の時期を迎え、河川の氾濫や土砂災害などの危険が高くなりますので、

より一層防災態勢の強化に努めてまいります。

次に、防災訓練について報告します。

5月23日、八峰町防災訓練を滝の間地区を会場に、日本海沖合で巨大地震が発生し、秋田県沿岸に「大津波警報」が発表されたという想定で、かつ、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、地区住民の代表、八峰消防署、町消防団など参加者を限定し、規模を縮小して実施いたしました。

当日は、午前7時の菊地消防団長による合図のもと、警察及び交通指導隊による避難路の確保、避難指示を受け、避難行動に時間を要する高齢者や災害時要配慮者をリヤカーや車椅子に乗せての「滝の間コミュニティセンター」への避難、ハザードマップのウェブ情報をスマートフォンの画面で確認しながらの避難などを行いました。

避難所に到着すると、受付で検温や手指消毒を行った後、避難所の中に誘導し、同センター内に設置した段ボールベッドや避難者同士の接触を可能な限り避けるためのプライバシー保護テントを体験していただくとともに、感染の疑いがある方が確認された場合を想定して部屋を分けて避難スペースを確保するなど、新型コロナウイルスへの感染予防対策を取り入れた避難所開設・運営訓練を実施しました。

続いて、町の職員が感染防止策を徹底した避難所の運営方法やハザードマップを活用した津波発生時、土砂災害発生時の避難について説明し、安全に避難するための避難方法についての確認を行いました。

さらに火災防御訓練も実施し、滝の間地区周辺の第13、第14、第15分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。

また、訓練終了後に、町や消防、住民の意見交換会を行い、参加した住民からは、「自分たちが住んでいる地域にどのような危険があるのか、どこに避難したら安全なのか、ハザードマップで事前に確認して、災害への備えをしておくことが重要」、「まずは自分の身を守ることが大切」、「訓練を何回も行い、災害時の適切な避難行動に繋げるべき」などの意見が出されました。

今後、町では毎年、実施場所を変更しながら、ハザードマップを活用した避難訓練を実施するなど、有事の際に住民がいち早く避難できるよう、安全な避難誘導に努めてまいります。

早朝からの訓練に参加された滝の間地区の住民代表の皆様をはじめ、八峰消防署、町

消防団、警察、交通指導隊の皆様にご心から感謝申し上げます。

5月30日、八峰町民謡「やすらぎのふるさと」の作曲と編曲を手がけていただいた作曲家の小林亜星さんが88歳でお亡くなりになりました。小林さんからは、当時、大変お忙しい中にもかかわらず、快くお引き受けいただき、おかげさまで町民の誰もが口ずさめるようなすばらしい町民謡をご提供いただきました。ここに謹んで心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、改めて深く感謝申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

町における高齢者へのワクチン接種については、「個別接種」と「集団接種」の併用で行うこととし、個別接種については、能代市山本郡の30医療機関で体制が整備され、町内では町営診療所でワクチン接種を行っています。

集団接種については、峰栄館を会場として、毎週土曜日午後に、2チーム体制で、1日当たり150人、最大300人の接種を行っています。

受付や問診票のチェック、ワクチン接種を受けられる方々の誘導や接種後の経過観察など、ワクチン接種をサポートする業務については、長期間にわたることから、福祉保健課職員だけでなく全庁体制で対応するとともに、役場職員を退職した保健師や「秋田しらかみ看護学院」の看護学生や「山本地域振興局」の職員派遣の協力もいただきながら行っています。

さらに、接種会場までの乗り合いタクシーでの無料送迎、大型バスの待合室としての代用及び当日のキャンセルへの対応など、様々な工夫をしながらワクチン接種に努めているところです。

5月末現在における接種実施及び予約状況については、集団接種の予約済み者が1,410人、うち1回目接種済み者が450人、個別接種の町営診療分が783人、1回目接種済み者が210人、特養施設入所者の2回目接種済み者が144人、その他の高齢者施設で1回目接種済み者が150人となっています。合わせますと2,487人となり、町営診療所以外のかかりつけ医での接種も順調に推移していることから、八峰町全体における高齢者全体3,171人の9割程度が7月中に接種できる見込であり、希望する方々へのワクチン接種は7月末まで完了できると思っています。

また、16歳から64歳までの方々への接種については、慢性の呼吸器・心臓病等の基礎疾患のある方、介護施設等従事者の予約を優先的に受け付けるとともに、大部分の方が事業所等に就労していますので、各事業所に従業員の接種休暇的な対応をお願いするこ

とや町外からの町内事業所就労者への接種を町営診療所で行うなど、効果的な接種事業の推進に努めてまいります。

今定例会にもワクチン接種体制確保に関連する予算を提案しておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

国では、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策について、新型コロナウイルス感染拡大防止のほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に関して必要となる支出や地方公共団体による地域の実情に応じた効果的・効率的できめ細やかな取り組みを支援するため、第3次補正予算で臨時交付金を1兆5,000億円追加しています。

今定例会にも事業継続対策や経済支援対策、感染防止対策などの関連事業を提案しておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、国民健康保険税の改定について申し上げます。

令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を5月25日に開催いたしました。

令和2年度の決算見込みは、歳入約8億7,400万円、歳出は約8億6,300万円で差し引き約1,100万円の繰り越しとなっておりますが、単年度収支は約3,000万円の赤字となっております。

繰入金と基金残高3,000万円を合わせた令和3年度純資産4,100万円の繰入を考慮しながら、今後2カ年の運営を検討した結果を協議会に説明し、慎重に審議していただいたところ、このままでは国保運営が困難であり、赤字回避のためには税率の引き上げが必要であることを承認していただきました。

八峰町においては、被保険者の負担増を抑えるため、平成26年度に税率改正した以降は、税率を据え置いたままで一般会計からの繰入で対応してきましたが、30年度以降は国保制度改正に伴い繰入ができなくなったことから、基金を取り崩して運営してまいりました。昨年度のこの協議会でも税率の引き上げを協議いただいておりますが、審議の結果、税率の引き上げを見送った経緯があります。

町の税率は、昨年度の県内25市町村の医療分の賦課税率では、大潟村に続いて2番目に所得割が低く、均等割、平等割も県平均を下回っております。

令和3年度の税率は、医療分の所得割を2.7%増の8.90%、資産割をなくし、均等割を

7,000円増の2万8,000円、平等割を6,000円増の2万4,000円とし、後期分及び介護分については据え置くこととしています。

令和3年度分の税率を据え置いた場合は、令和3年度決算において赤字が見込まれ、令和4年度に倍額程度の税率アップが必要になることから、令和3年度から税率を引き上げることとしたものであり、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

国民健康保険事業の運営については、引き続き給付費の抑制が重要であり、健康寿命を伸ばすための健康教室の開催や特定健康診査等の受診率の向上をはじめ、異常値放置者への受診勧奨や、糖尿病性腎症重症化予防事業などに集中的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春の全町一斉清掃が4月18日に行われ、早朝から多数の町民の皆様が参加してくださいました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となったことから、2年ぶりに行われました。

八森地区においては、町内の側溝の泥上げや漂着ごみ等地域周辺の清掃を、峰浜地区においては、地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬していただきました。

集められたごみは、可燃ごみが約1,180kg、不燃ごみが約915kgで、令和元年度に比べると可燃ごみで約60kg、不燃ごみで約189kg減少しました。全体では約249kgの減少となっておりますが、ごみの中には、家電リサイクルの対象であるテレビや洗濯機のほか、農業機材、タイヤ、スプレー缶などの不法に投棄されたと思われる廃棄物などもあり、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加してくださいました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、7月10日に計画しております八森地区海岸清掃にも町民多数のご協力をお願いいたします。

4月20日、八峰町出身で北海道恵庭市在住の日沼慶治さんから「町政に役立てていただきたい」と、500万円のご寄附をいただきました。ご厚意に対し深く感謝申し上げますとともに、大変高額なご寄附をいただきましたので、今後、町政の推進に十分生かされるような使い道について検討してまいります。

次に、「令和3年春の叙勲」について申し上げます。

4月29日、八峰町消防団副団長を務められた阿部富廣さんが、峰浜村及び合併後の八

峰町の消防団員として通算43年の長きにわたる消防団活動の功績が認められ、「瑞宝単光章」を受章されました。皆様にもご報告申し上げますとともに、心より敬意とお祝いを申し上げます。

次に、「地域おこし協力隊」について申し上げます。

5月20日に定住・移住コンシェルジュを担当する地域おこし協力隊員の面接試験を行い、青森市在住の吉田真己さんを内定いたしました。7月1日に委嘱状を交付し、定住・移住に関する情報発信や相談業務など、本町4人目の地域おこし協力隊員として活躍していただくこととし、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「町内巡回バスの試行運転」について申し上げます。

昨年度は6つのルートで試行運転を行いましたが、今年度は、昨年度の試行運転や利用者アンケートの結果を踏まえ一部ルートを見直し、6月1日から5つのルートで試行運転をスタートしており、9月30日まで運行いたします。

その後につきましても、利用者アンケートを実施するとともに、「八峰町公共交通会議」で協議し、既存の「岩館線」と「大久保岱線」のルート変更も視野に入れた新たなルートを検討するとともに、10月1日からのスタートについても検討してまいりたいと考えています。

引き続き、住民の皆様がより利用しやすい公共交通システムの構築に取り組んでまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の冬は、県内において記録的な大雪や暴風雪により、育苗用等のパイプハウスに甚大な被害が発生したことから、立て替えや修繕等の資材不足による春先の育苗作業への影響が心配されましたが、結果として順調に推移し、ほっとしたところです。

また、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、県、農協等と連携して行っている「あぜ道巡回相談」を今年も4月27日に実施し、その中で、日照時間が多かった割に気温は低く、ハウス内の温度も上がらないなど温度管理が難しかったという声が聞かれたものの、苗の生育は概ね順調であったと伺っております。

耕起や代掻きなども順調に進み、田植え作業は5月20日以降最盛期を迎えました。移植後の苗は順調に生育しており、今年も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

また、今年産米の作付動向について、農家から提出される「水稻生産実施計画書兼営農計画書」いわゆる確認野帳を集計したところ、5月24日現在の本年産の水稻作付面積は、前年実績と横ばいの1,098haで、このうち主食用米は1,022ha、非主食用米は76haとなっており、前年実績を、主食用米で7haの減、非主食用米が1haの増となっています。

しかし、主食用米の作付面積は、町が示した「生産の目安」を41ha上回り、数量換算でも237t上回る5,864tと推計されます。

そのため町再生協では、県が示した令和3年産米の取組方針に従い、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、集荷業者に対し需給情報を適切に提供するなど、県産米の需要と価格の安定に取り組むとしています。

次に、「有限会社峰浜培養」の経営状況について報告いたします。

令和2年度は、製造したホダを243万1,000本販売したほか、直営ハウスのシイタケ販売と合わせた総販売額は4億500万円の実績で、会社全体としては約740万円の黒字決算となりました。

生産面での課題である摘み取り手の確保については、峰浜培養が中心となって各生産者間で摘み取り手を回転させながらうまく機能してきております。

また、ホダ販売代金の入金については、JAと連携しながら個々の生産状況を常に把握するとともに、毎月の個別未収金を適正に管理し、ホダ販売代金の入金に事故が起こらないように努めていますが、入金不足の発生による未収金を借入金等で補っている現状には問題があり、今後も回収する仕組みを改善するよう指導してまいります。

令和3年度は、昨年からの新規生産者はいるものの、廃業や生産者の高齢化、連続栽培から一棟栽培へと栽培方式の変更などの要因から、ホダ製造については、昨年並みの247万本の販売計画としたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響によるシイタケ販売単価の下落が見込まれ、厳しい経営が予想されますが、製造コストが低い第2工場の稼働率をフル回転させるとともに、従業員の製造工場と栽培ハウスの両方での作業体系等配置の効率化を図るなど製造コストの更なる削減に努めることとし、会社全体の当期利益金990万円を計上しています。

次に、観光関係について申し上げます。

4月25日、これまで設立が待望されていた「八峰白神ジオパークガイドの会」が誕生

しました。ガイドの会は、令和2年度に実施したジオパーク認定ガイド養成講座を修了し、見事試験に合格された13名から組織されています。

世界自然遺産と隣接しているジオパークは「八峰白神ジオパーク」のみであり、ジオパークと世界自然遺産、両方のガイド資格を有するガイドの誕生は全国初となります。

ガイドの会では、5月から11月までの土・日・祝日、森林科学館に常駐し、来場した希望者に対して、館内展示コーナーの説明や三十釜等の周辺のジオサイトの案内業務を無料で行うほか、小・中学生への学習支援や地域への出前講座などを計画しており、その活動に大いに期待しているところです。

5月25日、ぶなっこランドを会場に「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」が、NPO法人八峰町観光協会の主催で行われました。

例年、安全祈願祭と併せて、町主催による「山開き式典」と「自然観察会二ツ森登山」を実施しておりましたが、昨年引き続き「新型コロナウイルス」への感染防止の観点から取りやめるとともに、安全祈願祭についても、関係者のみで神事を執り行うなど規模を縮小して開催され、この1年間の山での無事故と無災害をお祈りいたしました。

次に、「ハタハタの里観光事業株式会社」の令和2年度の経営状況についてご報告いたします。

八森いさりび温泉ハタハタ館は、平成6年のオープン以来、平成19年のリニューアルを経て、28年目を迎え、八峰町の観光、保養の拠点施設として地域振興に大きな役割を果たしてまいりました。

令和2年度の経営は、3期連続の大きな赤字決算に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊や宴会のキャンセル、大型観光バスの立ち寄り件数の激減など、大変厳しいスタートでしたが、新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底しながら、様々な特別宿泊プランの企画・実践や、昨年3月に策定した「経営改善計画」を基本に、「販売費及び一般管理費」の削減に努めるとともに、国、県、町等の支援策をフルに活用した結果、4期ぶりに244万円の黒字となりました。

全体の売上高は、1億2,700万円と前年比5,668万7,000円の減収となり、部門別では、宿泊部門が国のGoToトラベル、県のプレミアム宿泊券、町の宿泊助成などにより増収となったものの、宴会仕出し部門やレストラン部門、売店部門において、会食の自粛や臨時休業、観光バスの立ち寄り件数の激減により、売り上げが大きく減少しました。また入浴者数は、町のクーポン券配布による効果も見られましたが、前期比2万1,157

人減の7万4,595人となりました。

今回の黒字は、国の持続化給付金や雇用調整助成金、秋田県のプレミアム宿泊券や雇用維持支援金、町の宿泊助成や事業継続臨時給付金など、新型コロナウイルスに関連した経営の財源となる支援策を積極的に活用できたからであり、慢性的な赤字体質から脱却できたというものではないので、依然として安心できる状況ではないと認識する必要があります。

令和3年度に向けては、新型コロナウイルス感染症が止めてしまった「ヒトの流れ」が、現在始まっているワクチン接種により元に戻ることを期待しながら、国や県、町の支援策を取り入れた特別宿泊プランやイベントなどの企画を促し、「売り上げを伸ばす」努力の実践及び経営改善計画の着実な実行による更なる経費節減を求めてまいります。町としてもハタハタ館の存続に向け、国や県の支援制度と連携しながら全力で支援してまいりたいと考えています。

また、現在「お殿水」の「道の駅はちもり」を御所の台エリアに移転する計画を検討しており、今年度は様々な関係者からご意見を伺う懇談会を開催いたします。

懇談会では、観光客やバス事業者をはじめ、御所の台エリアに関係する皆さんにメリットを及ぼすような、町全体の観光や商工業の振興に繋がるような検討をしてまいりたいと考えています。

次に、町道白神二ツ森線の除雪作業と災害による開通延期について申し上げます。

町道白神二ツ森線の除雪作業は、3月に入り気温が高めに推移したことにより、山あいの積雪状況は少なめで、4月20日から30日までの11日間で完了することができました。

その後、5月29日の開通を目指して側溝の土砂上げやカーブミラーの取り付けなどの道路維持作業を行っておりましたが、5月16日から17日にかけての豪雨により、起点から約4km付近でアスファルト舗装面が延長90mにわたり損傷し、また終点から手前2km付近で路肩の盛土法面が決壊して延長約8mが被害を受けたほか、所々で軽微な土砂崩れが発生しました。

被災状況について現地調査を行ったところ、路面の損傷及び路肩決壊した2カ所については応急措置では入山者を安全に通行させることができないと判断したため、早急に復旧工事を実施することといたしました。

これにより、復旧に要する工事期間が約1カ月半必要であることから、冬期閉鎖に引き続き交通規制を解除せず開通予定日を7月10日に延期いたしました。利用者の皆様に

はご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、あきた白神体験センターの令和2年度の利用実績について申し上げます。

宿泊利用者数は520人、日帰り利用者数は2,841人で、全体で3,361人の利用があり、利用収入は294万9,000円となっています。

前年度と比較すると、宿泊者利用者数が3,157人の減、日帰り利用者数は772人の減で、利用収入は835万3,000円の減となっています。

主な要因としては、少子化に伴う児童生徒の減少もありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が一番大きかったものと受け止めています。

今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、利用者数の目標を元年度実績の7割程度の5,000人とし、少しでも多くの方に利用していただけるよう、新型コロナウイルスへの感染防止を徹底しながら、施設環境の充実や清掃、職員の接客対応の向上を図り、満足していただける施設づくりに努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第49号、専決処分事項の報告については、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告であり、内容は、5月17日に発生した豪雨災害に関する災害復旧費の追加補正であります。

議案第50号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、令和3年度国民健康保険税の賦課に当たり、税率等の一部を変更するため条例改正しようとするものであります。

議案第51号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第2号）は、2億9,122万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を62億9,526万7,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加などとなっております。

議案第52号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、77万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,169万5,000円とするもので、主な歳出は、歯科診療所におけるオンライン資格システム導入経費の追加などとなっております。

議案第53号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、350万円を追加して、資本的収入の予定額を2億2,681万3,000円に、資本的支出の予定額を2億3,181万3,000円とするもので、内容は、小入川送水ポンプ更新工事の実施に伴う補正であります。

議案第54号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、168万3,000円を追加して、収益的収入及び支出の予定額を3億7,600万3,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

また、資本的収入に1,020万円を、資本的支出に1,029万6,000円をそれぞれ追加して、資本的収入の予定額を1億5,869万6,000円に、資本的支出の予定額を1億5,879万2,000円とするもので、内容は、2件の設備更新工事の実施に伴う補正であります。

議案第55号から議案第67号までは、八峰町農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号、専決処分事項の報告については、八峰町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定に基づく損害賠償の和解に関する専決処分報告であります。

報告第2号、繰越明許費繰越計算報告については、令和2年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、発議第6号、八峰町議会会議規則の一部を改正する議会規則制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） それでは、私の方から発議第6号について朗読させていただきます。

令和3年6月16日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

八峰町議会会議規則の一部を改正する議会規則制定について

八峰町議会会議規則の一部を次のように改正する。

提案理由ですが、議員が活動しやすい環境整備の一環として欠席事由を整備するとと

もに出産に係る欠席期間を規定すること、及び請願者の利便性を図るため押印の義務付けを見直すためです。

次のページに改正文です。

5月11日の議員懇談会でもご説明しておりますが、全国議長会及び県議長会からも示されているとおり、標準規則の改正に併せ、当議会の会議規則を改正するもので、第2条第1項の改正では、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮し、議会への欠席事由を整備するとともに、第2項としては、労働基準法に併せ、出産について母性保護の観点から産前産後の欠席期間の規定を追加するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

新旧対象表と補足資料はタブレットに載せております。

以上です。

- 議長（門脇直樹君） これより発議第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 関連して町長にちょっと労働条件のことについてちょっと伺いたいんですけども、議員懇談会の中で、県の方では産休、産前産後8週・8週ということで、なぜこの議員の産休もこれに従わないのかということでしたけれども、町の就業規則ですか労働協約ですか、6週・8週になっているということなんですけれども、町長の考え方としても、組合との関係もあると思うんですけども、8週・8週を進める考えはないのでしょうか。その点についてだけ町長の考えを伺います。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。
- 町長（森田新一郎君） ちょっと時間ください。
- 議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前10時52分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。  
佐々木議会事務局長。
- 議会事務局長（佐々木高君） 見上議員の御質問のお答えになるかどうかあれですけれ

ども、産休の規定については、労働基準法第65条で6週・8週というふうに決まっております。で、この6週・8週になった時に、当町については職員の産休についても6週・8週というふうに規定したものと記憶しております。

ただ、それを上回って規定することも当時やぶさかではなかったのではないかなと思ひまして、県内では10市町村が6週・8週、それから15市町村が8週・8週の規定になっております。で、今回のこの議会規則の改正については、町の職員の方が6週・8週となっておりますので、そちらの方に合わせて6週・8週という形の規定をさせていただきました。

もし見上議員がそのようにこうご提案なさるのであれば、例えば議員懇談会ですとか議会全員協議会ですとか、の方に諮っていただいて、議会から町の方に県に合わせた改正を求めるようなことも可能かと思ひます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 八峰町における本当に一番の課題っていうのが極端な少子化でありますので、いろんな子どもを生み育てる部分の施策に遅れをとっていけないっていうのが私の考え方ですので、今の答弁の部分でも、25市町村のうち15市町村の方が法以上のそういう支援策を講じているっていうことですので、そういう部分についてはちょっと改めて調査して対応を検討してまいりたいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第5、発議第7号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第7号

令和3年6月16日

八峰町議会議長 門脇直樹様

提出者	八峰町議会議員	芹田正嗣
賛成者	同上	腰山良悦
〃	〃	水木壽保
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美

八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定について

八峰町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

提案理由ですが、規則に定められております傍聴人の定員について改正するものです。

次のページ、改正文です。

第3条の傍聴人の定員を、この会場に合わせ「30名」から「20人」といたしますが、但し書きのとおり、コロナ禍により傍聴者を調整する場合や、以前八森町でも開催したとおり、ナイター議会等を開催する場合は、会場の変更も含め、議長の判断により人数の変更できるものとします。

なお、新旧対象表と補足資料はタブレットに載せております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 傍聴席がご覧とおり大変狭いということで、20人から30人に直さざるを得ないということですが、それは、30人を20人に改めるっていうことですが、そもそも本当に20人入ったら審議するのも大変でないかと思われるような

こういう傍聴席であります。町長は、この議場について、傍聴席も非常に狭い、これを後ろの方を増築して傍聴席を増やすとか、そういうふうな考え方はないものですか。

○議長（門脇直樹君） 見上議員、提出者は議会です。

○7番（見上政子さん） 関連して町長の考えを。

○議長（門脇直樹君） できれば町長でなく、こちらに質問していただきたいと思います。事務局宛てに。

佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 見上議員のご質問にお答えしますが、見上議員おっしゃるとおり、この会場狭いわけですけれども、この会場の建設に当たっては、峰浜庁舎焼失後にこの建物の総体の面積を含め、議会の皆様にご説明して決めていただいたということだと記憶しております。会場を広くしてほしいということであれば、やはり先ほど申し上げましたとおり議員の皆さんで協議いただいて、まあ広くすることができるのかどうか分かりませんが、ここの庁舎で本会議を開催する前は文化ホールで議会の方を開催していたと思いますので、会場の規定はなかったと思いますので、そちらの方の会場での開催を求めることもご協議いただける案件になるのではないかなと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号、専決処分事項の報告について（令和3年度八峰町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第49号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

議案第49号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,404万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億404万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

3ページをお開きください。

このたびの地方債補正につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により農業用施設が被害を受けたことに伴い、農業用施設災害復旧事業債を270万円追加補正するものでございます。

詳細につきましては、7ページから8ページの22款町債に記載しております。

なお、このたびの専決処分につきましては、先ほども申し上げましたが、5月16日から17日にかけての豪雨により町管理の河川や町道、農業用施設、林道が被害を受けたことに伴い、その復旧費を追加補正したものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書7ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお開き願います。

まず歳入ですが、15款国庫補助金2項国庫補助金3目農林水産業費国庫補助金につきましては、農業用施設であります苗吉頭首工部分の埧川右岸が被害を受けたため、その復旧費の充当財源の一部として農業施設災害復旧費補助金300万円の追加補正でございます。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のため、前年度繰越金2,834万2,000円の追加補正でございます。

22款町債1項町債8目災害復旧事業債につきましては、先ほど15款国庫補助金のとこ

ろでご説明しました、農業用施設であります苗吉頭首工部分の埧川右岸が被害を受けたため、その復旧費の充当財源の一部として農地農業用施設災害復旧事業債270万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

9・10ページをお願いします。

はじめに、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により林道熊沢線をはじめとする林道13路線において、法面の崩落や路肩の決壊、路面の洗掘など多くの箇所被害を受けておりますので、その復旧費としまして10節需用費にダンプや重機、草刈機械等の使用する燃料費として39万円を、11節役務費には作業員の派遣手数料として239万円を、13節使用料及び賃借料にはダンプや重機の賃借料として657万8,000円を、15節原材料費には採石や再生骨材等の補修材として464万2,000円、合わせて1,400万円を追加補正したものでございます。

2目農地農業用施設災害復旧費につきましては、先ほど歳入22款町債のところでもご説明いたしましたが、農業用施設であります苗吉頭首工部分の埧川右岸が被害を受けたため、その復旧費といたしまして3節職員手当等に時間外休日勤務手当として4万2,000円を、12節委託料には埧苗吉頭首工右岸堤防災害復旧測量設計業務委託料として350万円を、14節工事請負費には災害復旧工事費として600万円、合わせて954万2,000円を追加補正したものでございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費につきましてご説明いたします。

1目公共土木施設災害復旧費10節需用費につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により町道白神二ツ森線の路肩が一部崩壊しましたので、その復旧費として修繕料250万円を追加補正したものでございます。

12節委託料につきましても、同じく豪雨により普通河川夏井沢川の左岸が2カ所、1カ所は内荒巻地内の15m、もう1カ所は石川御日堂地内の12m、この2カ所です。これが決壊したために、その復旧に当たり測量設計業務委託料として800万円を追加補正したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この原材料費のことでちょっと聞きたいんですけども、原材料、多分砂利とかそういうものだと思うけども、これってストックっていうか在庫みたいなものはあるんだろうかなと思ひましてね。実を言うと、まあ結構農道・林道関係でこの豪雨の後に掘られて、もは道路がこう何ていうの、川みたいななってしまうと穴開いてると結構あるわけですよ。それ全部役場の方で対応してればいいけども、まあ農業者なり林業者が行く途中によ、こう穴埋めるとかというふうな方法だってあるわけだから、もし在庫があるんであればそれが供給できるのかどうか。もしあるんだしたら、そのある場所と分けてもらえるのかどうか、その辺お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの質問にお答えいたします。

町の方に農道はないので、林道について申し上げます。林道の補修については、若干ですがストックないわけではないですけども、その林道の傷みに応じて材料を検討して発注かけるというふうな状況になってますので、もし林道でそういうふうなこう掘られてるとか通れないようなところがあれば、町の方にお教え願えれば状況に応じて対応はしたいと思ひますけども、材料を支給してっていうことは特段やってないのでご理解願いたいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第50号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第50号についてご説明いたします。

議案書の18ページです。

議案第50号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを別紙のとおり制定する。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、令和3年度国民健康保険税の賦課に当たり、税率等の一部を変更するため、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いします。

こちらは条例を改正する改正文です。

内容につきましては、別に提出しております税務会計課の資料をご覧ください。

国民健康保険税の税率については、こちらの表のとおり、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3つに区分されます。今回の税率の見直しにおいて、この3区分ともにそれぞれ上から2行目に記載しております資産割をなくしております。また、医療分における変更は、所得割の「6.2%」を「8.9%」に、均等割の「2万1,000円」を「2万8,000円」に、平等割のうち特定・特定継続世帯以外の「1万8,000円」を「2万4,000円」に、特定世帯の「9,000円」を「1万2,000円」に、特定継続世帯の「1万3,500円」を「1万8,000円」にそれぞれ引き上げる内容となっております。

なお、後期高齢者支援分及び介護分については、所得割、均等割、平等割ともに引き上げはありません。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず2つちょっと聞きたいんですけども、資産割がなくなったということで、その分1,000万円くらいの減になると思うんですけども、その分としてやはり資産の少ない家族、子育て中の家族の方に負担が行くのではないかというふうな率としてですね感じます。で、限度額63万円が限度額になってますけれども、資産の多い人たちが結局有利になるのではないかなという、まあ資産割はなくすことは

私も賛成なんですけれども、ただ今この国保会計が赤字の時にこの資産割をなくしていいのかどうかということ、そう考えますと、この大体5人家族の場合、大体どのくらいの増額になるのかなど。私もちょっと自分の国保の計算をちょっとしてみたんですけれども、私は財産もなく、収入も少ないんですけれども、それでも大体5万円くらいの増になるのかなと思ってます。これが子育て世帯、均等割の多い世帯では、かなりの増額になるのではないかと。大体どのくらい見込んでますか。

それと、やはりこの医療分が多いということは、早期発見・早期治療、これが一番大事なことだと思うんですけれども、この早期発見・早期治療のこのがん検診ですね、この状況がここ一、二年の間にどういう状況になってるのか。そのことも併せて質問いたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

資産割をなくした件につきましては、以前から国保運協の方でも議論されておりました、県の指導等あって、秋田県内におきましても資産割を用いてるところは当町含めて4つの町だけでありました。そういったことも考慮しまして、今回資産割をなくしたところです。その減額部分に約、資産では1,000万円程度出てくるわけですが、それを所得割、均等割、平等割の方に振り分けたような形にはなるかと思えます。

資産モデルケースで、こちらも国保運協の方にも提示している内容なんですけど、40歳以上のご夫婦と子どもさんがお二人いる世帯でモデルケースとして計算しますと、試算しますと、現行の年税額がおよそ65万円が77万円という形で12万円程度の増という試算となっております。

○議長（門脇直樹君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） がん検診の関係の方について私の方から回答させていただきます。

昨年度につきましては、ちょうど感染が県内の方で、しかも県北の方で今の時期に発生したものですので、集団検診の方を見送らせていただいた次第でございますが、今年度につきましては、本日から集団検診を実施しております。で、例年どおり開催させていただく予定で進めております。実際には前々年度は能代厚生医療センターの方と実施しておりましたが、新たに前年度以降はですね秋田県の総合保健事業団と県北、秋田県

内の市町村が全部契約を進めて集団検診を実施するという形で進めさせていただいております。

がん検診につきましては、以前から進めているワンコイン検診を進めるとともに、先ほど町長の行政報告でもございましたとおり重症化予防に努めるとともに、職員の保健年金推進係に保健師を1人配置するなど、受診勧奨に今後も引き続き努めてまいります。

以上、回答です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今いろいろと数字を並べて説明がございました。総体的に今年の国保の予算9億ちょっとだったと思うんですが、これの改正をいたしますと、どの程度の予算規模になるのでしょうか。そして、これがすぐまた税率の改正とかというようなことになりはしないのかなというような危惧もされるわけですが、これをやりますと、ここ数年は税率の改正は必要ないというぐあいに理解してよろしいですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 皆川議員のご質問にお答えします。

今現在、八峰町の国保世帯につきましては、平均で世帯数が令和2年度ベースですけれども1,100ほどの世帯数になっております。それで、被保険者数が1,700人程度となっております。今実際に令和3年度の見込みベースでいきますと、被保険者の世帯数及び被保険者数につきましては、前年度並みの数字を見込む状況でございます。そうした中で、国保の被保険者の給付費総額につきましては、令和2年度で5億1,200万円程度の決算見込みを見込んでおります。その中で令和3年度の試算でいきますと、このコロナ禍によってだいぶ受診控えというものがございますので、例年よりは若干そういった医療費の増減が加味しないといけないようなベースにはございますが、令和3年度におきましては5億円前後という形で、1,000万ほどの給付費の減額を想定しての今回の国保税の歳入の税率の改正として計算させていただいております。

そうした中で、実際には、この国保税の値上げにつきましては令和3年度、令和4年度、2カ年度分の推定される現在の給付費の全体総額で考えておりますが、先ほど申し上げたとおり極端な被保険者数の減少というのが如実にあらわれている昨今でございますので、今後引き続き給付費の抑制に努めながら国保税の負担を上げないような形で進めたいと考えております。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 先ほど見上議員からも話しありましたように、やはり検診を受ける、早めに発見して健康な体づくりをするというのは基本でありますけれども、中にはどうしてもやっぱり防げない重症の患者さんもおるわけですから、そういった際は仕方ないにしても、たびたび税率を改正するということになりますと被保険者の方々が受けるイメージとしては大変よろしくないというぐあいに思います。ですんで、今回の改正、何も反対するわけではございませんが、先を見越してたびたび改正を議会の方に提案するようなことがないようにですね、国保の運協でもしっかりと協議をしていただいて、たび重なる税率改正は控えるよう頑張っていたいただきたいというぐあいに思います。町長から一言答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、皆川議員から言われたことは本当にもっともなことであります。八峰町の部分で、平成30年前の部分であれば一般会計から繰入をしながら住民負担を増やさないできた。そういう部分が今になって平成30年からそういう制度改正があって繰入できなくなったものですから、繰越金頼みのそういう運営してきました。まあそういう部分は、やっぱり本来あるべき姿ではなかったということは、今ここで国保運営協の委員の方々には大変苦しい決断をしていただいたんですが、私とすれば、まず基本は国保会計を財政的に安定させるというのは、やっぱり医療費をかからないようにする健康づくりがこれがメインになると思います。その部分で、先ほど石上課長も答弁いたしました。国保の部分に保健師も1人配置して、一番問題あるのは検診で引っかかった人が2次精密検査に行かないことなので、ここの部分を行かせることと、やっぱり糖尿病性の腎臓関係で人工透析までいってしまうと医療費が莫大にかかりますので、その部分をどうやって抑えるかっていう部分を中心に頑張っていて、今、皆川議員が言われたようにころころ赤字になったから税率を上げていくということはないように、そういう形で頑張りたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今の国保の滞納状況はどうなってるのかっていうことと、資格証明書は今何件発行してるのか教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 滞納額と資格証明書の発行については手元にちょっと資料がありませんので、大変申し訳ないんですが後ほど正確な数字をお伝えしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 一般被保険者医療分の徴収率が令和2年度部分で95.23%になってますので、いわゆる納めていただいてない人は4.77%ぐらいの方々が滞納しているというふうなそういう状況にあります。

あと資格証明書の部分は私ちょっとデータないので、それは別途、後でお答えさせていただきますと思います。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、よろしいですか。

○7番（見上政子さん） しかたないです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対の討論をします。

国保会計が今大変だということは、去年あたりから基金が少なくなって基金が最下位なってるなということちょっと心配してはみてたんですけども、ここに来て赤字財政ということになって、その状況についてはよく分かるんですけども、ただやはり今国保税が高い、これをやっぱり何とかしなくてはならないというのはやはり子育て世代ではないかと思うんです。この子育て世代の人たちが均等割、子ども1人について2万8,000円なりますか、今度。大変な状況ですよ。試算したとおり65万円から77万円になるということは、本当にこれはちょっとパニックになるのではないかなと思います。若い人たち資産がそんなになくて、家族経営で事業をやっているということが国保の一番の特徴ではないかと思うんです、会社勤めと違って。で、その人たちにしわ寄せが来る。そうすればやはり滞納額が増えて資格証明書、短期保険証を繰り返すことによって、病院の行く渋りも行くこともなかなかできない、この悪循環になってしまうと思います。この人たちの世代に何らかの、均等割、小学生までは無料にするとかそういうふうな手立てがなくてこういう状況で出てくるということは、負担が増えるばかりです。

そういう意味で、もう少し考えた状況を出してくれればなど。資産割が撤廃されて1,000

万円、この分がほかの方にしわ寄せ行ってるそういうふうな答弁もありましたけれども、これをね一挙に資産割を撤廃するのではなくて、ある程度の部分を残して何割にするとかこういう手立ても今は必要ではなかったのではないかと思いますので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第51号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,526万7,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加及び変更であります。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

地方債の追加及び変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

4ページをお開き願いたいと思います。

1、追加の町道法面保護事業につきましては、町道滝の間繫線法面保護事業が国の事業内示により不採択となり、町単独事業として実施することから充当財源として700万円を追加補正するものでございます。

2、変更につきましては、過疎対策事業債の通常分としまして、林道熊沢線改良事業

と町道石川幹線道路改良事業が事業採択されたことに伴い、充当財源としまして810万円と1,790万円を、橋梁整備事業につきましては、事業内示により当初予定していた金額より増額となったことに伴い、事業費全体を増額するための充当財源として1,050万円をそれぞれ追加し、合わせて3,650万円を追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、10・11ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種対策として町民に対して医療機関が個別接種を行った際に要する経費として交付される国庫補助金1,867万4,000円の追加補正でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。町の事業継続対策や経済支援対策、感染症防止対策等の関連事業への充当する財源として、国の第3次補正予算で示された八峰町分の交付限度額1億2,456万9,000円の追加補正でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとなりました。給付金320万円と事務費24万9,000円、合わせて344万9,000円の追加補正でございます。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、集団ワクチン接種日を平日から土曜日にしたこと、また、接種終了を年度末まで予定しておりますので経費増が見込まれることから、国庫補助金3,070万4,000円が主な追加補正でございます。

5目土木費国庫補助金につきましては、今年度における国の事業採択に伴う追加補正でございます。社会資本整備総合交付金につきましては、町道改良工事分として1,203万7,000円の追加、道路交通安全対策事業補助金につきましては、橋梁関係事業分として138万1,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、低所得世帯及び子育て世帯について負担が大きくなっていることから、住民税非課税世帯、児童手当受給世帯への生活支援を行うとともに地域経済の下支えとするため、生活応援商品券を交付す

る事業経費として県補助金2,700万円の追加補正でございます。

4目農林水産業費県補助金につきましては、畑谷地区の農地を大沢地区土地改良区に編入することになりましたので、事務経費等の一部を支援する県補助金22万8,000円の追加補正と、林道熊沢線の改良工事が事業採択されたことにより県補助金550万円の追加補正であります。

10・11ページをお開きください。

3項委託金4目教育費委託金につきましては、毎年、県北地区で持ち回り開催しております、いのちの教育あったかエリア事業の委託金としまして120万円の追加補正でございます。

20款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のため2,060万7,000円の追加補正でございます。

21款諸収入5項雑入5目助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターから交付される一般コミュニティ助成金190万円の追加補正でございます。

なお、助成の対象団体は、大久保岱自治会であります。

22款町債につきましては、先ほど第2表 地方債補正のところでもご説明いたしましたが、1項町債3目農林水産業債につきましては、林道熊沢線改良事業の充当財源としまして過疎債810万円の追加補正でございます。

5目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道石川幹線道路改良事業の充当財源としまして過疎債1,790万円の追加補正でございます。

2節自然災害防止事業債のうち、細節1及び4の急傾斜地崩壊対策事業負担金分につきましては、同事業における県の起債充当の一部が緊急自然災害防止債ではなく防災対策事業債としていたことから、本町もそれに合わせ160万円の財源振替を行うものでございます。町道滝の間繋線法面保護事業につきましては、国の事業内示により不採択となったことから、充当財源として700万円の追加補正でございます。

3節橋梁整備事業債につきましては、国の事業内示により当初予定していた金額より増額となったことに伴い、事業費全体を増額するための充当財源を追加するものであり、JR跨線橋補修・耐震補強事業分として190万円、内荒巻橋・観海橋橋梁補修事業分として860万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

12・13ページをお願いいたします。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計と、この後議案提出される特別会計、合わせて501万9,000円の増額となっており、主な内容は、4月1日付人事異動による予算科目の組み替え及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員の報酬や職員時間外手当の追加による増額であります。個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、1款議会費1項議会費についてご説明いたします。

1目議会費11節役務費につきましては、タブレット更新に伴う通信運搬料13万4,000円の追加補正でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般会計費17節備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、加湿機能付きの空気清浄機を大会議室、会議室、応接室、町長室、これらに設置する7台分の購入費67万4,000円の追加補正でございます。

14・15ページをお願いいたします。

6目企画費のうち2節給料から13節使用料及び賃借料につきましては、先ほど町長が行政報告で申しあげました地域おこし協力隊の関連経費として330万9,000円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、昨年度、大久保岱コミュニティセンターが新しくなりましたので、一般コミュニティ助成事業を活用し、大久保岱自治会活動に必要な備品購入費等の補助金191万9,000円の追加補正でございます。

7目電子計算費につきましては、新型コロナウイルスの影響によりオンライン形式の会議等が増えましたので、多人数での会議にも対応可能な環境を整備するため、ディスプレイやウェブカメラ等の備品購入費として65万5,000円の追加補正でございます。

9目自治振興費のうち11節役務費につきましては、内荒巻自治会設置要望の街路灯3基設置分の79万2,000円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業関連でございます。先般6月3日、議会全員協議会でもご説明させていただきましたが、住民要望と、これまで進めてまいりました町の基本方針と照らし合わせ、コミュニティセンターとして予算上も可能な適切な規模の建物とし、そこに防災機能をどのような形で賦課できるかの案としまして、既存の岩館体育館を解体せず、耐震診断及び耐震補強等の全面改修を行い、避難所機能を賦課する場合の概算改修費を積算するため、120万円を追加補正するものでございます。

岩館地区法面地質調査業務委託料につきましては、防災コミュニティセンター建設予定エリアの東側法面崩落対策のボーリング調査費341万円を追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、集会施設の補修に対して補助金を交付しておりました既存の予算を既に執行しているほか、新たに要望がありましたので、補助金100万円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

18・19ページをお願いいたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費の主なるものは、11節役務費につきましては、通知や生活商品券の郵送代として138万5,000円を、生活商品券の換金手数料として253万円を追加補正するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、生活応援商品券1人につき1万円分を交付する事業であり、対象者を2,300人と見込み、補助金2,300万円の追加補正でございます。

なお、補助金の交付先は、他の商品券事業同様に白神八峰商工会としております。

20・21ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、主なるものは、18節負担金補助及び交付金につきましては、町独自の子育て世帯応援臨時給付金の対象者としてゼロ歳から中学生までを440人、高校生は150人見込んでおり、740万円を、国の生活支援策である子育て世帯生活支援特別給付金は、対象者を64人見込んでおり、320万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

22・23ページをお願いします。

2目予備費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連の補正予算でございます。先ほど歳入15款の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金のところでもご説明させていただきましたが、接種、集団接種を土曜日に実施することとしたこと、また、集団接種の終了予定時期を年度末と見込みますので、経費のかかり増になる分として第1節から12節までの人件費と、密を避ける待機所としてのバス使用料など合わせて3,070万4,000円を追加補正するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、町民に対して医療機関が個別接種を行った際に要する経費として、負担金1,867万4,000円の追加補正でございます。

24・25ページをお開きください。

6 款農林水産業費についてご説明いたします。

1 項農業費 1 目農業委員会費 1 節報酬につきましては、令和 3 年 2 月に町の関係規則を改正しておりますけれども、令和 3 年度の当初予算編成後であったためにこれが反映できませんでした。今 6 月議会定例会で138万円を追加補正するものでございます。

3 目農業振興費11節役務費、手数料から17節備品購入費につきましては、生薬栽培推進事業のキキョウ栽培面積を90 a に拡大することに伴う追加補正でございます。主なるものは、14節工事請負費の栽培規模拡大に伴う生薬調製作業棟増設工事費として960万円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いいたします。

5 目農地費18節負担金補助及び交付金につきましては、畑谷地区の農地57 h a を大沢地区土地改良区へ編入することになりましたので、初期の事務経費等の一部を支援するための補助金45万6,000円の追加補正でございます。

6 目農業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計の農業集落排水事業分の補助金として168万3,000円の追加補正でございます。

3 目林道整備費につきましては、林道熊沢線の改良工事が事業採択されましたので、12節委託料に林道熊沢線改良工事測量・設計・積算・現場技術業務委託料として525万6,000円を、14節工事請負費に林道熊沢線改良工事費として840万9,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

28・29ページをお願いします。

7 款商工費についてご説明いたします。

2 目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、昨年を引き続き、町独自の支援策を計上しております。収入が減少した町内の全業種・事業所を対象とした事業継続臨時給付金分につきましては、消耗品費、通信運搬費、給付金、合わせて5,306万7,000円を追加補正するものでございます。

また、同じく18節負担金補助及び交付金にプレミアム付商品券発行事業補助金として、プレミアム率が30%と例年より10%アップした事業補助金1,650万円の追加補正でございます。

30・31ページをお開きください。

3 目観光費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していること

から、昨年に引き続き、町独自の支援策として町内宿泊助成事業を計上しております。消耗品、印刷製本費、通信運搬費、広告料、そして町内宿泊助成事業補助金、合わせて2,469万3,000円を追加補正するものでございます。

7目温泉管理費につきましては、いさりび新源泉の濾過装置内の濾材交換に係る経費として修繕料127万1,000円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

32・33ページをお願いします。

2項道路橋梁費1目道路維持費10節需用費につきましては、5月16から17日にかけての豪雨により緊急に修繕を要した箇所があったことから、当初予算で想定していた箇所の修繕料に不足が生じることから280万円を追加補正するものでございます。

12節委託料につきましては、先ほど歳入町債のところでもご説明いたしましたが、町道滝の間繫線法面保護工事に係る測量設計業務委託料として700万円の追加補正でございます。

14節工事請負費のうち町道路面標示・道路区画線設置工事につきましては、自治会要望による道路安全対策として250万円を、町道大沢大野線舗装補修工事につきましては、国費としての事業が不採択となりましたので、町単独事業として750万円を追加し、合わせて1,000万円の追加補正でございます。

2目道路新設改良費につきましては、町道石川幹線の道路改良工事が国費としての事業が採択されましたので、工事請負費3,000万円の追加補正でございます。

3目橋梁維持費につきましても、国費として事業が採択されましたので、内荒巻橋・観海橋の橋梁補修設計業務委託料1,200万円の追加補正でございます。

34・35ページをお願いいたします。

9款消防費につきましては、職員給与費関係ですので説明は省略させていただきます。

あと、36ページから41ページまでの10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

7ページほど飛びまして、42・43ページになります。

13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国庫支出金返納金につきましては、令和2年度分の事業精算に係る過年度分の返還金でございます。子育て世帯臨時特別給付金の事務費分としまして13万3,000円を、児童手当に係るマイナンバー情報連携整備事業分としまして4万7,000円、合わせ

て18万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、10款教育費を教育長からお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より川尻教育長の議案説明から入りたいと思います。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、先ほどに引き続き一般会計補正予算の10款教育費について私の方から説明させていただきます。

教育関係も職員給与費等に関しては省略させていただきます。

36・37ページをお開きください。

1項教育総務費7節報償費につきましては、小・中学校のスクールバスの経費が年間1億円あまりとなっており、教育関係予算の約半分を占めることから、児童生徒の安心・安全な登下校のあり方とスクールバスの今後の運行について検討委員会を設置し検討を行うため、30万3,000円の追加補正でございます。

3目教育助成費につきましては、昨年度実施できなかった、いのちの教育あったかエリア事業に対し120万円を、新型コロナウイルス感染症の町の経済支援対策として大学生等応援臨時給付金事業分としまして718万2,000円、修学旅行が急きょキャンセルになった時に備え、キャンセル料補助金として258万円、合わせて1,096万2,000円の追加補正でございます。

内訳としまして、7節報償費につきましては、いのちの教育事業の講師謝礼と講演料として58万5,000円の追加補正でございます。

8節旅費につきましては、いのちの教育事業分の講師への費用弁償としての3万円の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、いのちの教育事業分の消耗品関係51万円、大学生等応援臨時給付金事業分の封筒代や事務用品として5万円、合わせて56万円の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、大学生等応援臨時給付金事業分の郵送代として通信運搬費8万2,000円、いのちの教育事業に使用したはんでんとはっぴのクリーニング代として手数料1万5,000円の合わせて9万7,000円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、いのちの教育事業分のバス借り上げ代として自動車等6万円の追加補正でございます。

18節補助金につきましては、修学旅行キャンセル料補助金として258万円、大学生等応援臨時給付金事業分の給付金として700万円、合わせて958万円の追加補正でございます。

続きまして38・39ページをお開きください。

5項社会教育費4目峰浜文化交流施設管理費と5目八森文化交流施設管理費の17節備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策としてホールや研修室等に設置する加湿空気清浄機の購入費として、峰栄館に設置する9台分として107万円、ファガスに設置する10台分として116万6,000円の追加補正でございます。

続きまして40・41ページをお開きください。

6目秋田県自然体験活動センター管理費17節備品購入費につきまして、これも加湿空気清浄機の購入費として、あきた白神体験センターに設置する3台分28万9,000円の追加補正でございます。

以上、何とぞご審議よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私からはワクチン接種のことについてちょっとお伺いしたいと思っています。

先ほど町長の行政報告では、65歳以上の高齢者は7月いっぱい終わるような目処がついてるということで、非常に職員の皆さん頑張っておられるなと思っているところです。その65歳以上が終了しますと、今度16歳から64歳の方の接種が始まるわけですが、報道などを見ておりますと、他の自治体では年齢の高い順から始めるというような自治体もあるようで、八峰町もそれにならうのか、もしくは年齢に関係なく一斉に接種を始めるのか、その見通しとですね、あと副町長が先ほど年度内にはというような話があったと思いますが、ワクチンの供給の数なんかもあるとは思いますが、どのような接種方法でいつ頃を目処にというようなことが現時点で分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

既に新聞報道でご承知のとおり、八峰町でも個別接種と集団接種の併用で進めさせていただいております。現在、最終的に7月中に65歳以上は終了いたしまして、7月末の3週間前、そちらが2回目接種だけの日にちになりますので、そちらの7月の概ね17日あたり、その辺から一般の接種の人方の予約を始めたいと考えておりますし、町営診療所につきましても2回目のみの接種の日にち、そこに予約接種を始めたいと考えております。

昨日6月10日におきまして、全戸配布によってチラシを配布させていただきました。その中で、まず60歳から64歳までについては概ね6月中の接種券の発送という予定を周知させていただいております。現実的には週明けの6月21日から接種券を配布、60歳から64歳を配布したいと考えております。そのチラシにも記載したとおり、6月15日から基礎疾患を持っていて接種に早めに打ちたいという人を6月15日からコールセンターの方で問い合わせに応じておりますので、その申し出があった人については年齢関係なく6月の21日、64歳から60歳の接種に合わせて接種券を発送したいと考えております。

予約につきましては、一般接種につきましては、さきにご説明のとおりウェブと電話の併用の形で7月1日から順次予約を取って行って、先ほどの7月17日から実際に接種に動いていくという形で進めたいと現在考えております。

後段の予算に伴う年度末ということのご質問でございますが、ワクチン接種の、議員おっしゃるとおりワクチンの供給の状況によりましますけれども、私どもは65歳以上につきまして、まあ概ね3カ月で終了できるような状況でございますので、そういった人口スパンでいきますと同じような人口数でございますので、そこを目処に考えたいと思っております。

先ほど行政報告の方でも若干ご説明あったとおり、町営診療所の方の平日接種を最大限活用したいと思っておりますので、白神八峰商工会の方に従業員の職域接種と申しますか、そういった形で平日の接種、一般接種につきましては、平日の勤務の人方が多いですので会社の方からこう融通を効かせていただいで接種を進めたいという問いかけを、協力依頼をかけている状況でございます。そちらにつきましては、また具体的な話が進み次第、お知らせしたいと考えております。

引き続き、早い時期での接種につきまして順次いろいろな工夫を施しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

回答は以上です。長くなって申し訳ありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かありますけれども、まず13ページの議会費の通信運搬費のところ、いろいろ説明ありましたけれども、再度確認の質問をしたいと思っております。

タブレットでいろんな審議やってるんですけれども、やはりタブレット一つだけだと資料と組み合わせて見るに大変な不便さを感じます。で、私は前もって資料はちょっと印刷しながら、今回の国保税のように大変複雑なってくると照らし合わせてやるのに大変な不便です。これを改善するためにも、ちょっと確認なんですけれども、例えば傍聴席にですねこういうものがありますよね。私、残ればいつももらって行くんですけども、こういう資料と、それから日程表とかこういうのあるんですけれども、これを必要な人には出してもらえっていうふうなことを約束できない、もう全くペーパーレスですよ、ペーパーは一切駄目ですっていうふうなことを前聞いたんですけれども、必要となれば、これは傍聴席に置いてますので、こういうものも欲しい議員にはこれを配るということを確認できないか。この辺についてお願いします。

○議長（門脇直樹君） 見上議員、ただいまの質問は議員の中での協議のことだと思います。当局に質問するべき質問ではないと思っております。

○7番（見上政子さん） はい、いいですか。

○議長（門脇直樹君） 見上議員。

○7番（見上政子さん） これと関連してですね、今回はこの定例議会ですけれども、予算書とか決算書とかそういうものに対しても職員が非常に大変なのでっていうことで、作れませんとか、当局の方でこれをやるのに職員が非常に負担で、もう一切これはペーパーレスにしてくださいっていうことを言われたような気がしますので、そこで確認したいと思いました。

○議長（門脇直樹君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 見上議員のご質問にお答えします。

タブレットの推進につきましては、議員の皆様の中でタブレットの普及ということでタブレットの導入を決められたものところの方では認識しております。今、見上議員が求められているペーパーでの資料につきましては、この後、議員の皆様でタブレッ

トの取り扱いについて、そのペーパーレスを含めて懇談会等でご協議いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 見上議員。

○7番（見上政子さん） まあそれはペーパーレスでなくて、ある程度の資料は出してもらえらるということでしたら、町長として職員に負担がかかるのか、かからないのか。町長はどのようにお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時14分 休 憩

午後 1時16分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 教育長にお尋ねいたします。

スクールバス運行の検討委員会を設置するようですが、メンバーとかはどういう顔ぶれになるのでしょうか、教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

現在予定していますのは、学識経験者等2名、教育委員2名、小・中学校PTA代表者3名、それから小・中学校長、それから議員の皆様、それからうちの方、事務局学校教育課、あとその他必要に応じてということで15名以内のメンバーで考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 併せて、保護者の皆さんが一番心配してることだろうと思えますし、関心のあることだと思しますので、校長先生方も大切だと思うんですけども、やはり子どもを預っておる保護者の方々をですぬ人数を多く割り振りして、そういった方々の意見が十分反映するような検討委員会でない、学校側の意見だけが通って、乗る人たちの意見が通らないようでは困るんじゃないかと思うんで、できるのであればそういった利用する子どもさんの親御さん方から多くこの会に出席してもらった方がいいような気がするんですが、いかがでしょうか教育長。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

この検討会については、やはり今議員おっしゃるとおり、今の状態を改善するとなると、もしかしたら保護者の負担が多くなる場面なるかもしれないということで、これから検討ですけれども、そうなることを考えた時に、保護者の意見は大変大事にしなければいけないと私も考えておりますので、先ほど構成メンバー話しましたけれども、まだ決定してませんので、今の意見を参考にしながら構成員を考えて、できるだけ皆さんの意見をそういった形で検討していきたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 15ページの12節の委託料ですが、岩館体育館の改修工事の結果ですか、それをいつ頃まで自治会の方へ示されるのか伺いたと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

今補正予算で提案しております岩館体育館の改修費積算業務委託でございますが、この結果につきましては、さきの全員協議会でもご説明しましたとおり、岩館体育館を避難所として使用できることについての可能性を探るために実施するものでございます。で、この結果、体育館が利用可能と判断した際には、6月末までに自治会から改めてご要望を伺うということで期日を設定しておりますので、それ以降、7月以降に改めて協議の場を持ちまして、この設計の期間がおよそ2カ月程度かかるだろうと見ておりますので、今補正予算の後、直ちに発注しますと大体8月頃、概算の結果が出るといいますから、この後に自治会さんでの説明の機会を設けたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいまの答弁なんですが、結果を自治会からの要望ある今月の末以降、来月に入ってからということであればですね、今自治会でこの後いつ集まって相談するか分かりませんが、こういうことが耳に入ってるかどうか分かりませんが、いろいろ検討した場合ですね、それがまたこういうのを7月に示された場合、また再度振り出しに戻るような形になるかもしれないと思うんですよ。やはりこれは今自治会から月末に要望上がる前に自治会へ示すべきだと私は考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） その件に関しましては、6月3日、全員協議会で腰山議員から、このような設計、考え方があるということを協議をしている間に自治会に情報提供すべきだというご意見がありまして、既に各自治会長宛てに通知を差し上げておりますので、こういった町の考え方を踏まえた協議をなされるものと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 31ページですね町内宿泊助成金の補助事業の補助金ですが、コロナを理由にした補助金、ハタハタ救済策みたいな感じで見えるんだけど、そのハタハタ館と、あともう1件、白神温泉ホテル、あと若干別の宿泊先もあると思いますけど、その予想される比率とですね、それから月300万円程度の8カ月で予算見ているようですが、これを予算がなくなった時にまた追加するのか、その辺のこと。

それから、その下にある修繕料、先ほど何か浄化槽の資材というふうな話あったんですが、今年確かあれ壊れて大規模改修なってるはずだけど、そことは違うのか。その問題、返答をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの質問についてお答えいたします。

比率につきましては、今手持ちで資料がないので後ほど提出させていただきます。比率は、昨年度宿泊助成を行った実績をもとに出しておりますので、そちらの方提出させていただきますので、後ほどということでもよろしく願いいたします。

予算につきましては、今のところ足りなくなる想定はしておりませんが、もし足りなくなった場合はその際また議会の方に相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、一番最後の修繕につきましては、当初予算でハタハタ館の浄化槽につきましては確かに予算を取りまして、今設計の方進めさせていただいております。今回の修繕料につきましては、温泉管理費というところですので建設課の所管になると思っておりますので、建設課長の方から答弁の方をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 2点目の修繕料についてご説明いたします。

温泉管理費の方の修繕料ですけれども、これについては、新源泉、平成30年の3月から供用開始しております。現在3カ年経過しておりますので、これの濾材ですね、濾過す

るための砂等、3年経過しまして、これがいろいろな鉄分とかそういうものが付着して濾過がしづらくなってきたということで、これを業者さんから点検してもらったところ、例えば鉄分の付着量とか、それから鉄分が固まって砂と混ざり合って固くなっていると、そういう状況を棒を差し込んで調査していただきました。その結果、詰まりが多くなってきているので、このままだと濾過機能が低下して温泉を濾過しきれずに送ることができなくなるという恐れが出てきたので、今回その濾過材の砂を入れ替えさせていただくための費用として修繕料を計上したところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 宿泊助成の部分の今後の部分の設問、少し補足させていただきます。

とりあえず新型コロナウイルス感染症の影響で全国的に人の流れが止まったことがこういう事態を招いていますので、まずその動向を見据えるというのがまず1点で、今年度部分については、いわゆる今の補正予算の部分で、この2,400万円の中でやりくりしたいと思ってます。ただ、この2,400万円足りなくなった場合は、まあいわゆるほかの財源調整しながら対応していきたいと思ってます。来年度以降については、人の流れがどういふような状況になるのか。国のG o T oトラベルとかも中断したままなっていますので、県の支援がどうなっていくのか、そういう部分も、まあ2年間人の流れが止まって大変難儀されてる業界ですので、そこの部分の支援をどういふふうに行くのかの部分については、国・県の動向を見据えながら町としても対応しなければいけない部分に対応していきたいと思っています。ただ、未来永劫こういうふうな形の制度はやるべきではありませんので、そこの部分については国・県の動向を踏まえながらやっていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 先ほどの山本議員のご質問、要はハタハタ館の浄化槽の大規模改修、これと今の温泉管理費の分の修繕は、あくまでも新しい源泉の濾過装置の修繕ですので、別物ということをお願いしたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 宿泊の件、国・県の支援がまたあれば、それはハタハタ館の支援も当然やってしかりだと思うけども、今こういうふうな条件がいい支援があつてでの宿

泊助成している最中に、例えば宿泊者がビジネス客なのか関東の観光客なのか、その辺の見極めをしておくことが、将来的にハタハタ館のターゲットをどこに絞るかということに繋がってくるわけです。まあ俺個人的にはビジネス客を取るべきだなということで、前のこれからの風車、風力か、風力発電の技術者とかそういう関係者を泊めるためにあそこ直すべきだと思ってるけども、今のうちにそういうことをやはり目標を持って掲げておかないと駄目だと私は思います。

それともう一つ、生薬の、どこだ、作業所をつくることにしてるようだけでも、あそこに何だか建物みたいなあるんだよね。名前よく分からないけど。

（「花の家」と呼ぶ者あり）

○2番（山本優人君） 花の家。あそこを改修するとかしたらこれ作業所として使えるんじゃないのかなと思うんですがね。その辺はどうなんですか。改めて必要なの。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

花の家につきましては、うきうき農園を利用している人の休憩場所ということで使用しておりますので、あそこを生薬の調整施設として使うことは今のところは想定してないです。

○議長（門脇直樹君） 山本産業振興課長、宿泊者のターゲット。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も、本当に山本議員がおっしゃるとおりの今の先の見通しは、能代に大きなプロジェクトが2つありますので、そこで働く人方が能代市内の宿泊施設だけでは足りないという部分は私も見えてますが、現実問題としてハタハタ館の今の宿泊施設の内容ですと、一番小さい部屋が8人部屋ですので、なかなかそこに1人泊めるというのはなかなか難しいところもありますから、改修するっていう部分は、まあこれは議会にご説明しながらそういう部分をまた別途相談させていただきますけれども、何とか今のニーズに合ったような形で、観光客も泊まれるし、あるいはそういうビジネス客も泊まれるようなそういう施設にできればなとは思っています。これはまだ今の私の頭の中だけですので、具体的に今年度の部分についてはそういう部分も整備状況も検討しながら、議会の方に相談させていただきたいと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 今の生薬の調整作業所の増築なんですが、960万円、これで設計管理委託料は入らないんですかね。要らないんですか、これに。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

今回の増設施設は、既存の施設もそうでしたが、設計管理というのは特段予算は取っていないので、今回も要らないということで予算計上はしておりません。

前回の既存施設についても設計委託の方は取ってませんので、今回も設計委託の予算は計上しておりません。

○5番（須藤正人君） 設計料かからなかったの、前も。

○議長（門脇直樹君） 須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 今ある建物も設計管理は要らなかったんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 質問にお答えします。

今の既存の施設についても、設計料はかかっておりません。

○5番（須藤正人君） 何で。

○農林振興課長（浅田善孝君） 建物っていうすか、確認申請要らない農業施設的なもので、土台、基礎があるというそういうものではないので、特段建設確認も要らないですし、管理というものも特段、何ていうすか、柱建てて企画地があって、これまでの範囲で物を建ててくださいとかそういうふうなことがないですし、業者さんの方からもらった見積もりをもとにしてこっちの方で部材とか組み立て費とかをこう計上するので、設計の方は特段要らないということです。

○議長（門脇直樹君） 振興課長、最初からそういう説明、答弁をしてください。

5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） コロナのことでお聞きします。

コロナの接種率が秋田県は最下位の方に入りました、報道によると。進んでない県。47都道府県の中で最低のランク、接種率がですね。まあ7月いっぱいには65歳以上が終わるということではありますが、これ非常に全国的に見ると遅れていると言わざるを得ないわけです。町長、何で秋田県は接種率が遅れているのか、悪いのか。この原因は何なのか。町長はどう思いますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 一般的に考えれば、人口が少ない分は接種体制を手厚くできれ

ば、これはすぐ終わります。3週間、3週間の部分の今現在八峰町の場合を考えれば、集団接種150人で、まあ3週目からはもう1回目、2回目入りますから300人やってるんですが、今秋田県の部分で接種率の部分遅れてるのは、その接種する体制そのものが弱いからだというふうに思います。これは過疎地域特有の、まあ幸い八峰町の場合は常勤医師が確保できましたけれども、そういう常勤医師の問題とか、それから各市町村の医療機関の協力体制の問題。実際の医療機関は、診療所と言いますが、何とか医院とか何とかクリニックの方々は、通常のお客さんのその治療もしながらプラスアルファでワクチン接種に協力していただくわけですので、そういう部分の医療体制が手厚いところは非常にうまくいくと思いますし、秋田県のようになかなかその医療提供体制が弱いところは、今のような数字になると思います。基本的に申し込み殺到してくるわけですから、打ち手と、それから問診・予診やる方々の体制ができれば、それで秋田県はすぐ終わると思います。もちろんワクチンの提供があればというのが前提ありますけども、私はそういうふうな形で秋田県における医療提供体制があまりよくないというのが根底にあるかなというふうに思ってます。

○5番（須藤正人君） そう思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 町道滝の間の斜面のやつが査定から外れて町単独でやらねばねというふうな説明したように聞いたんだけど、その理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

まず交付金事業として採択基準がいろいろあります。その中で、この場所については、まず延長、それから現在一部急傾斜地域に指定しているというふうな諸々の条件があって、今回この路線については交付金対象外だという判断をされまして起債事業で対応することといたしました。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、それってそうすれば交付金なるような距離とか条件に合わなかったということ。でも急がなければならないということで理解せばいいの。はい、

分かりました。

○議長（門脇直樹君） 答弁はよろしいですか。

○2番（山本優人君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） スクールバス運行検討委員会のことについてちょっとお尋ねします。

皆川議員の方からもいろいろ出されましたけれども、この1億円のスクールバスの運行費をどのように削減して会を進めるのか分かりませんが、この検討委員会の中でいきなり、山本次長の方から何名何名ってこう出ましたけれども、たたき台みたいになってい  
うか、それから、これはどういうふうなやり方でやるかちょっと分かりませんが、まあ多目的交通循環で使うのか分かりませんが、いきなり「どう思いますか」ではちょっとやっぱり参加者も戸惑うと思うんですよね。で、やっぱりたたき台みたいな検討する  
ようなものをやっぱり議会の方にも一度提起できないかということと、それから出席者  
の中に、委員会ですので是非とも最低3割以上は女性の委員が参加できるように参加し  
やすいような出席、日にちとか時間帯を考えて、是非これを考えてもらいたいと思いた  
すが、いかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次  
長。

○教育次長（山本節雄君） 見上議員の質問にお答えいたします。

後段の方の女性の委員を入れていただきたいということについては、十分検討して対  
応したいと思っております。

前段のどういうふうにするのか分からない状態でありまして、いきなり何ていう  
かな、今1億円かけてやってるものを絞った形で提示するものではなくてという  
ニュアンスでお話しされたかと思っておりますので、そういったところはこちらの方も十分  
検討しまして、一番最初の導入部分は現状の説明、そもそもまずスクールバスにつ  
きましては学校統合ありきで始まったものでございます。それが今だんだんちょっと  
状況が変わってきておまして、統合に関係ないところでも乗車している、  
そういった利用の仕方になっておまして、それでかかる費用も大きくなって  
きましたということでちょっと検討したいなという内容で検討委員会を開く  
予定でございますので、ご理解いただきたいと思いた

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第52号について説明いたします。

議案第52号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,169万5,000円とする。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

議案書の6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

歳入の内訳は、4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金77万5,000円でございます。

次に、議案書の8・9ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費1万3,000円、2目歯科一般管理費1万円は、それぞれ職員人件費に関するもので、3節職員手当と4節

共済費とも率の変更によるものであります。

2款医業費1項医業費2目医科医業費75万2,000円につきましては、10節需用費、消耗品費の25万1,000円は、前年度購入いたしました口腔外バキューム用の消耗品の購入費用でございます。

同じく12節委託料、オンライン資格システム構築業務委託料47万9,000円、同システム保守業務委託料2万2,000円であります。これは、社会保険診療報酬支払基金より無償提供される顔認証カードリーダーによる電子カルテシステムを構築するための経費でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号、令和3年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第53号をご説明いたします。

令和3年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和3年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、「（4）主要な建設改良事業」に次の項目を加える。

リ 小入川送水ポンプ更新工事事業費350万円。

この内容は、岩館地区の取水水源としている小入川ポンプ室に設置してある送水ポンプ2台のうち1台が老朽化により故障したため、早急に更新する必要があるためです。2台あるというのは、1台でありますと負荷がかかり過ぎ、2台を交互運転するというものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入第1項企業債350万円の追加です。これは、ポンプ更新工事の財源として補正するものです。

支出について、第1款資本的支出第1項建設改良費350万円の追加です。

第4条、予算第6条に定めた限度額「6,320万円」を「6,670万円」に改める。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

説明は以上です。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第54号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第54号をご説明いたします。

令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

(4) 主要な建設改良事業。

イ 上畑谷マンホールポンプ設備更新工事業費811万8,000円であります。工事の内容ですけれども、このマンホールポンプの制御盤を囲っている電柱型のスチールカバーが腐食が激しく、盤内へ雨水等の侵入が懸念され、制御装置に影響を与える恐れがあるため、コンクリート柱にボックス型の盤を設置するタイプに変更するものであります。ここは設置条件が悪く、日陰で水路のある場所に設置されていますので、ほかの場所よりも腐食状態が著しく激しくなっているところであります。

ロ 石川地区農業集落排水処理施設脱臭ファン更新工事業費217万8,000円です。こちらは、石川地区の処理施設でありますけれども、建設当時から使用してきた脱臭ファンが経年劣化により故障したため更新するものであります。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

この3条予算については、人件費に伴う補正でございます。収入支出とも農業集落排水事業に関する人件費補正、それぞれ168万3,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

この第4条予算については、建設改良費として2件の先ほどの工事費の予算を追加するものであります。

収入、第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項企業債810万円の追加です。第2款農業集落排水事業の企業債210万円を追加するものであります。合わせて1,020万円の収入を計上いたします。

続いて支出ですけれども、第1款の特定環境保全公共下水道事業として第2項建設改良費811万8,000円の追加です。第2款農業集落排水事業の第2項建設改良費として217万8,000円の追加です。合わせて収入合計額が1,029万6,000円です。

第5条、予算第7条中、職員給与費として「1,778万8,000円」を「1,784万2,000円」に改めるものです。

第6条、予算第8条中「1億9,643万1,000円」を「1億9,811万4,000円」に改めるものです。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第7条、予算に第9条を追加し、「(企業債)第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。」とする。

起債の目的、下水道事業。限度額として1,020万円。資本的支出の財源として計上しております。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後2時より再開いたします。

午後 1時55分 休 憩

.....  
午後 2時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第12、議案第55号から日程第24、議案第67号までの八峰町農業委員会委員の任命については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第67号は一括議題とすることに決定しました。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、議案第55号から第67号までの八峰町農業委員会委員の任命についての説明をいたします。一括して説明いたします。

まず、議案第55号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町八森字八森242番地、氏名は稲田豊美さん、昭和34年1月6日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためであります。

続きまして、議案第56号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜水沢字大久保岱32番地、氏名は田村政彦さん、昭和31年5月3日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第57号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜水沢字大槻野東又145番地、氏名は白鳥恭悦さん、昭和31年12月3日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第58号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜水沢字水沢133番地、氏名は阿部幸樹さん、昭和36年3月26日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第59号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台42番地、氏名は森田貞子さん、昭和35年7月10日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第60号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜沼田字家ノ下110番地1、氏名は斉藤晴子さん、昭和25年8月30日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第61号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜埜字大信田72番地3、氏名は金平練一さん、昭和37年10月1日生ま

れの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第62号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所は八峰町峰浜埜字大信田58番地、氏名は松森正樹さん、昭和43年9月11日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第63号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所は八峰町峰浜畑谷字川端120番地1、氏名は佐々木一雄さん、昭和31年11月27日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第64号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所は八峰町峰浜石川字外林80番地、氏名は佐藤浩則さん、昭和38年9月11日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためであります。

議案第65号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜石川字石川453番地、氏名は小沢重博さん、昭和35年9月25日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第66号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は八峰町峰浜石川字石川498番地3、氏名は米森雄大さん、昭和60年1月10日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

続きまして、議案第67号、八峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は能代市落合字上釜谷地166番地8、氏名は後藤信孝さん、昭和47年6月26日生まれの方です。

令和3年6月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を必要とするためです。

以上、議案についてご説明いたしました。

応募から選定までの経緯については、お手元の資料にもありますけれども、6月3日に開催していただきました議会全員協議会で説明したとおりであります。定員13名のところに14名の応募や推薦があり、副町長を委員長とする農業委員候補者選定委員会において、農委資料2の1の左下にあります評価基準表に基づき点数化し、評価点数が上位だった13名を委員候補者として選定したものであります。また、農業委員には、農委資料2の1にありますとおり委員構成の任命要件があります。このたびの13人の候補者は、①の認定農業者が委員の過半数を占めること、②の中立委員が含まれること及び③の年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること、この3つのいずれについても農委資料2の2にありますとおりクリアしている候補者であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第55号から議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号から議案第67号を一括して採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第2号は採択とすることに決定されました。

日程第26、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 陳情に書いてある内容については理解できるところは重々ありますが、教職員だけが非常に業務に負担を強いられているというふうなことで教職員の定数を増やせというふうな一方的な考え方っていうのは、私は一方的な意見に過ぎないと。教職員だけがきつい重労働を虐げられているというふうなことには賛同できないということで、この陳情については反対します。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、18日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 2時20分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7 番 見 上 政 子

同 署名議員 8 番 菊 地 薫